

凡例 ①：代表者／所在地

②：処分の内容 ③：法令根拠 ④：処分理由

別紙 2

3 株式会社匠建築（東京都知事（般－４）第 45277 号）

①	保坂 貴司 / 東京都世田谷区深沢五丁目 33 番 3 号
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の 2 第 1 項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和 8 年 6 月 26 日付け東京都公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。

4 株式会社俊栄工業（東京都知事（般－３）第 146525 号）

①	遠山 俊介 / 東京都江戸川区東葛西一丁目 29 番 3－202 号
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の 2 第 1 項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和 8 年 6 月 26 日付け東京都公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。

5 株式会社 V a l u e（東京都知事（特－５）第 156003 号）

①	池田 能文 / 東京都千代田区麹町一丁目 10－11 麹町広洋ビル 5 F
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の 2 第 1 項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和 8 年 6 月 26 日付け東京都公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。

6 日本総合建設株式会社（東京都知事（般－４）第 148511 号）

①	菊池 和幸 / 東京都品川区八潮 3－2－27
②	建設業許可の取消し
③	建設業法第 29 条の 2 第 1 項
④	当該建設業者の営業所の所在地が確知できないため、その旨の事実を令和 8 年 6 月 26 日付け東京都公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。 このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項に該当する。